

新型コロナウイルス感染症経過報告書

●新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準については、学校保健安全法第19条により、「発症してから5日を経過している、かつ、症状が軽快してから1日を経過している」と規定されていることから、登園する際には、下記の事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

* かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が記入してください。

受診医療機関名：
発症日： 年 月 日
診断日： 年 月 日
診断名： 新型コロナウイルス感染症
医師からの指示及び処方薬等：

発症からの経過

日数	体温測定月日	朝の測定時間・体温	夕の測定時間・体温	症状（痰・鼻水・倦怠感・咳・のどの痛み・下痢・嘔吐等）
0日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
1日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
2日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
3日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
4日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
5日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
6日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()
7日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	軽快・症状有()

※診断日ではなく、症状（発熱等）が出てきた日から体温等を測定し、記入してください。

※体温等の記入漏れがないようご注意ください。

上記の通り、発症してから5日を経過している、かつ、症状が軽快してから1日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

年 月 日

園児氏名： _____

保護者氏名： _____ 印

新型コロナウイルス感染症における出席停止期間

「発症日を0日として5日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後1日を経過」

	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日で解熱	発熱	解熱等	→				登園可能		
発症後 6日で解熱	発熱	→				解熱等	解熱等 1日目	登園可能	

※発熱した日、解熱した日は0日目と数えます。

※解熱等とは、解熱薬を使用せず24時間以内に発熱・痰やのどの痛み等の症状が軽快したことを言い、24時間以内に再び発熱・痰やのどの痛み等の症状が酷くなった場合は解熱等とはなりません。

（注意）6日目の夕方に解熱しても、7日目の朝は24時間経過したことにはなりません。この場合、最短でも登園できるのは8日目からとなります。